

公 示

道路運送車両法(昭和26年6月1日 法律第185号)第61条の2の規定により、当該事務所が所管している地域に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が平成30年7月7日から8月5日までの車両について平成30年8月6日まで自動車検査証の有効期間を伸長するものとする。

記

広島市東区、広島市南区、広島市安芸区、広島市安佐北区、
安芸郡坂町、安芸郡熊野町、安芸郡府中町、安芸郡海田町、
竹原市、三原市、尾道市、福山市、江田島市、東広島市、呉市

平成30年7月18日

中国運輸局

広島運輸支局長